

期限のある手続き

■ 亡くなった直後にやること

- ・死亡届の提出

■ 14日以内にやること

- ・年金の受給停止手続き(厚生年金は10日以内)
- ・世帯主変更届の提出(住民異動届)
- ・健康保険の手続き
- ・介護保険資格の喪失届
- ・公共料金等の名義変更・解約など

■ 3ヶ月以内にやること

- ・相続放棄 / 限定承認の申述

■ 4ヶ月以内にやること

- ・所得税の準確定申告

■ 6ヶ月以内にやること

- ・故人の未支給失業等給付の請求

■ 10ヶ月以内にやること

- ・相続税の申告

時効がある手続き

■ 1年で時効になるもの

- ・遺留分減殺の請求

■ 2年で時効になるもの

- ・葬祭費、埋葬費の請求
- ・高額療養費の請求
- ・国民年金の寡婦年金請求
- ・国民年金の死亡一時金請求

■ 3年で時効になるもの

- ・生命保険金の請求

■ 5年で時効になるもの

- ・遺族(補償)給付の請求
- ・児童扶養手当の請求
- ・故人の未支給年金の請求

期限はないが速やかに行うべき手続き

■ 3ヶ月以内を目安として行うべきもの

- ・公共料金等の名義変更、解約など
- ・遺言書の有無の調査
- ・遺言書の検認手続(公正証書遺言以外の場合)
- ・相続人の調査

■ 10ヶ月以内を目安として行うべきもの

- ・遺産分割協議書の作成
- ・預貯金・有価証券等の名義変更
- ・不動産の名義変更